

天川村における女性職員の活躍
推進にむけた特定事業主行動計画
(第2期)

令和3年4月1日

奈良県天川村

天川村における女性職員の活躍推進にむけた特定事業主行動計画

令和3年4月1日
天川村長
天川村議会議長
天川村教育委員会

1. 目的

天川村は、女性の職業生活における活躍に関する法律（平成27年法律第64号。以下法という。）第15条の規定に基づき、天川村における女性の活躍推進にむけた特定事業主行動計画を策定する。

本村では、過疎・高齢化・少子化といった問題が、急速顕著に進行しており年間約40名程度の人口減少が進んでいる。村としても、若者への就労場所の提供や高齢者の福祉対策などに懸命に取り組んでいるところである。また、少子化対策としては、令和2年4月から小中一貫教育を進めるため天川小中学校を開校し、令和3年4月からは幼稚園舎に併設する村立保育園を整備し保育や預かり保育を充実させると共に、小学児童の学童保育と合わせ子育て支援事業も展開している。

全国的な情勢として行政施策が複雑多様化しており、本村などの基礎自治体に対する住民ニーズは年々増大、高度化しており、行革による人員削減後の厳しい状況の下で、これに对应していくことは決して容易ではない。しかしこのような中であっても、職員が父親として、母親として、子育てをしていく、特に女性が安心して出産し子育てをしていくことができる、また、自らの意志によって職業生活を営み、個性と能力を十分発揮し、職業生活において活躍できる。そんな職業環境構築に向けた特定事業主行動計画を改定し策定するものである。

2. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。

3. 計画の推進体制

本計画を実り多いものにするためには、職員一人ひとりが次世代育成支援と女性の職業生活における活躍の推進に関して理解し、女性が育児をしながら活躍できる環境づくりに努めるものとする。

(1) 計画の対象者は、村長事務部局、議会事務局、及び教育委員会の職員とする。

(2) この計画を効果的に推進するために、各任命権者の人事担当者で構成する推進委員会を設置する。

(3) 仕事と子育ての両立、女性の職業生活における活躍の推進等についての相談・情報提供等を行う。

(4) 啓発資料の配付や研修会等の実施により、行動計画の内容を周知徹底する。

4. 具体的な内容

I 現状分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事業について分析を行った。

■把握事項（全職種：令和2年4月1日現在）

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

	① 常勤職員人数	割合 (%)	② 非常勤職員人数	割合 (%)
男性	37名	62	18名	47
女性	23名	38	19名	53
計	60名	100	37名	100

(2) 管理的地位に女性職員の割合及び各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

全体管理職割合	級	割合 (%)
29%	課長	0
	課長補佐	63
	主査	67
	主事・主事補・保健師・看護師	33

※課長、課長補佐、園長の職員を対象とする。ただし、管理職手当が支給されない職員は除く。

(3) 男女別の育児休業取得率

性別	育児休業取得率
男性	0%
女性	100%

(4) 男性職員の配偶者出産休暇取得率

配偶者出産休暇取得率	— %
------------	-----

5. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標等

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は天川村、天川村議会事務局、天川村教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 女性職員の雇用促進

- ・ 職員に占める女性割合を令和2年度の実績（38.3%）を鑑みて、40%を目標に下回ることはないよう雇用促進を図る。

(2) 管理的地位への女性職員の登用

- ・ 管理的地位にある職員への女性の登用の拡大を図る。
- ・ 令和7年度までに、課長補佐級以上の女性職員の割合を、令和2年度の実績（28%）より2%以上引き上げ、30%以上を目標とする。

(3) 休暇取得の促進

- ・ 課内会議等の場において、定期的に休暇の取得促進を喚起し、職場の意識改革を行う。

(4) 男性職員の育児休業取得の促進

- ・ 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇を取得しやすいよう、育児休業等の制度について職員への周知徹底を図る。

6. おわりに

この計画を実施することによって、天川村の職員全体が計画の重要性を強く認識し、女性職員が仕事を通じた様々な経験や成長、経済的な自立、社会とのかかわり等を得る事ができ、その結果、職場や地域社会において潜在化している女性の力が発揮され、ひいては本村活性化への原動力となることを期待する。